

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 7 日

各小中学校長 様

川南町教育委員会
教育長 坂本 幹夫

新型コロナウイルス感染に伴う児童生徒の出欠の取扱い等について（通知）

このことについて、全国的な新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染拡大が始まり、本日中にも沖縄県、山口県、広島県がまん延防止等重点措置区域に指定されるとともに、本県及び本町においても今後の感染拡大が懸念されることから、下記のとおり、対応をお願いします。

また、各学校では、家庭と十分連携を図り、これまで同様、感染予防対策の徹底をお願いします。

記

1 対応期間

令和 4 年 1 月 6 日（木） から当面の間

2 今後の対応

- 医師の判断の有無を問わず、発熱等の風邪症状で学校を休む場合は、当面の間 「出席停止」 扱いとする。
- 同居家族に風邪症状が見られることから学校を休む場合についても 「出席停止」 扱いとする。
- 県内外において、新型コロナウイルス感染症の再拡大が始まり、感染拡大地域への往来や感染拡大地域にいる方との接触があるなどの 合理的な理由 があり、校長が認める場合は出席停止 とする。

令和4年1月7日

保護者 様

川南町教育委員会
教育長 坂本 幹夫
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染に伴う児童生徒の出欠の取扱い等について（お知らせ）

日頃より、本町の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、全国的な新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染拡大が始まり、本日中にも沖縄県、山口県、広島県がまん延防止等重点措置区域に指定されるとともに、本県及び本町におきましても今後の感染拡大が懸念されることから、下記のとおり、対応することとしましたので、お知らせします。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

これから先、各家庭におかれましても、強い警戒感をもって、これまで同様、感染予防対策の徹底をお願いします。

記

1 対応期間

令和4年1月6日（木）から当面の間

2 今後の対応

- 医師の判断の有無を問わず、発熱等の風邪症状で学校を休む場合は、当面の間「出席停止」扱いとします。
- 同居家族に風邪症状が見られることから学校を休む場合についても、「出席停止」扱いとします。